

資 料 編

目 次

★関係機関の連絡先	1
★本市の人口分布(地区別)	3
★本市の人口分布(男女年齢構成別)	3
★市の各部署における平素の業務	4
★市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員の順位	6
★市対策本部員の代替職員の順位	6
★安否情報省令様式第1号(安否情報収集様式)	7
★安否情報省令様式第2号(安否情報収集様式)	8
★安否情報省令様式第3号(安否情報報告書)	9
★被災情報の報告様式	10
★市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料	11
★生活関連等施設の種類及び所管省庁	11
★市対策本部の組織構成	12
★市対策本部の各部、各班の事務分掌	13
★現地調整所の組織編成	19
★現地調整所の性格について	19
★市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み	20
★市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み	20
★市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達	21
★公用令書様式	22
★安否情報収集、整理及び提供の流れ	24
★安否情報省令様式第4号(安否情報照会書)	25
★安否情報省令様式第5号(安否情報回答書)	26
★避難指示の一例	27
★特殊標章及び身分証明書のひな型	27

★【関係機関の連絡先】（9P）

①関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む。）

名 称	担当部署	所在地
陸上自衛隊	第12後方支援隊 第1整備中隊	北群馬郡榛東村新井1017-2
国土交通省関東地方 整備局高崎河川国道事務所		高崎市栄町6-41
国土交通省関東地方 整備局高崎河川国道事務所 碓氷出張所		安中市松井田町松井田6-1
前橋地方气象台	防災業務課	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎11階

②関係県機関（県警察含む。）

名 称	担当部署	所在地
群馬県	危機管理室	前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部	警備部 警備第二課	前橋市大手町1-1-1
安中警察署	警備課	安中市原市707-2
松井田交番		安中市松井田町新堀1111
高崎行政県税事務所	総務振興係	高崎市台町4-3
安中土木事務所		安中市安中3711-1
安中保健福祉事務所		安中市高別当336-8

③関係市機関

名 称	担当部署	所在地
公立碓氷病院		安中市原市1-9-10

④その他の機関

名 称	担当部署	所在地
高崎市等広域消防局		高崎市八千代町1-13-10
安中消防署		安中市安中1-11-26
郷原分署		安中市郷原135-1
松井田分署		安中市松井田町五料392-4

(一社)群馬県L P ガス協会 安中支部		安中市築瀬879-1
(一社)群馬県建設業協会 安中支部		
(一社)群馬県トラック協会 安中支部		安中市原市432 (ボルテックスセイグン内)
東京電力パワーグリッド(株) 高崎支社		高崎市宮元町1-2
日本郵便(株) 安中郵便局		安中市安中3-24-7
東日本高速道路(株) 関東支社佐久管理事務所		長野県佐久市岩村田116
東日本電信電話(株) 群馬支店		高崎市高松町3
東日本旅客鉄道(株) 安中駅		安中市宿950
安中榛名駅		安中市東上秋間2552-5
磯部駅		安中市磯部1-17-1
松井田駅		安中市松井田町八城94-1
西松井田駅		安中市松井田町新堀476
横川駅		安中市松井田町横川398
(一社)安中市医師会		安中市安中1-1-20
桶川市 (埼玉県)	安心安全課	埼玉県桶川市泉1-3-28
ふじみ野市 (埼玉県)	危機管理防災課	埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1
軽井沢町 (長野県)	消防課	長野県北佐久郡軽井沢町 大字長倉 1706-8

★【本市の人口分布（地区別）】（１０Ｐ）

地 区	男(人)	女(人)	人口(人)	割合(%)	世帯数(世帯)
安 中	5,604	5,907	11,511	19.53	4,863
原 市	6,097	6,262	12,359	20.97	5,119
磯 部	2,759	2,740	5,499	9.33	2,320
東横野	1,807	1,814	3,621	6.14	1,426
岩野谷	1,403	1,489	2,892	4.91	1,228
板 鼻	2,043	2,076	4,119	6.99	1,719
秋 間	1,684	1,721	3,405	5.78	1,411
後 閑	979	991	1,970	3.34	796
松井田	1,272	1,428	2,700	4.58	1,213
臼 井	660	713	1,373	2.33	625
坂 本	325	360	685	1.16	333
西横野	2,761	2,832	5,593	9.49	2,240
九十九	713	738	1,451	2.46	594
細 野	886	886	1,772	3.01	710
市全体	28,993	29,957	58,950	100	24,597

[H29.12.31 現在]

★【本市の人口分布（男女年齢構成別）】（１０Ｐ）

年 齢(歳)	男(人)	女(人)	総数(人)	割合(%)
0～4	862	811	1,673	2.83
5～9	1,096	1,027	2,123	3.59
10～14	1,262	1,157	2,419	4.10
15～19	1,399	1,363	2,762	4.68
20～24	1,406	1,275	2,681	4.54
25～29	1,321	1,053	2,374	4.02
30～34	1,323	1,259	2,582	4.37
35～39	1,596	1,420	3,016	5.11
40～44	1,943	1,918	3,861	6.54
45～49	2,126	2,047	4,173	7.07
50～54	1,875	1,840	3,715	6.29
55～59	1,880	1,839	3,719	6.30
60～64	2,137	2,100	4,237	7.17
65～69	2,805	2,871	5,676	9.61
70～74	2,042	2,116	4,158	7.04
75～79	1,671	1,936	3,607	6.11
80～84	1,180	1,676	2,856	4.84
85～89	742	1,253	1,995	3.38
90～94	316	787	1,103	1.87
95～99	40	242	282	0.48
100～104	1	38	39	0.07
105～109	0	4	4	0.01
合 計	29,023	30,032	59,055	100

[H29.9.30 現在]

★【市の各部署における平素の業務】（16P）

部 署 名	平 素 の 業 務
総務部	1 市国民保護協議会の運営に関すること 2 市対策本部に関すること 3 市国民保護計画の見直しに関すること。 4 避難施設の指定に関すること 5 備蓄物資に関すること 6 国民保護に係る研修及び訓練に関すること 7 特殊標章の交付体制に関すること 8 国民保護に関する各部の連絡調整に関すること 9 安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること 10 警報の通知及び緊急通報の発令に関すること 11 職員の健康管理に関すること 12 国、県、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること 13 輸送機関との連絡に関すること 14 非常通信体制の整備に関すること 15 その他総務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
財務部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 2 普通財産の管理に関すること 3 市有施設の整備等に関すること 4 市有車両の管理に関すること 5 物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・管理に関すること 6 その他財務部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
市民部	1 安置所及び埋葬並びに火葬に関すること 2 外国人対策に関すること 3 ボランティアの受入及び活用に関すること 4 廃棄物の処理に関すること 5 防疫活動に関すること 6 清掃施設の管理に関すること 7 その他市民部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
保健福祉部	1 被災者の医療、救護、助産に関すること 2 社会福祉施設入所者の避難等に関すること 3 義援金品の受付、保管に関すること 4 社会的弱者に対する援護に関すること 5 救助、救援物資に関すること 6 市福祉施設の管理に関すること 7 健康施設の財産管理に関すること 8 その他保健福祉部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

産業政策部	1 関係機関及び団体との連絡に関する事 2 営農資金に関する事 3 商業・観光団体との連絡に関する事 4 鉱工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関する事 5 市関係観光施設の管理に関する事 6 市観光施設利用者の安全確保に関する事 7 その他産業政策部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
建設部	1 道路、橋梁等の保全に関する事 2 水防の協力に関する事 3 河川の保全に関する事 4 公園緑地及び公園施設の保全に関する事 5 市営住宅の管理に関する事 6 土木業者等との連絡調整に関する事 7 その他建設部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
上下水道部	1 上・下水道施設の管理に関する事 2 浄水施設の管理に関する事 3 飲料水の水質検査及び消毒に関する事 4 その他上下水道部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
松井田支所部	1 松井田支所部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
避難・応援部 議会事務局 監査委員事務局 会計課	1 市議会議員との連絡調整に関する事 2 国民保護対策関係の経理に関する事 3 その他避難・応援部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
教育部	1 学校その他教育施設の管理に関する事 2 児童生徒の避難等に関する事 3 公民館等の管理に関する事 4 文化財に関する事 5 学習、文化、体育施設等の管理及び施設利用者の安全確保に関する事 6 施設における避難所開設の協力に関する事 7 その他教育部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
公立碓氷病院部	1 入(通)院患者の安全の確保に関する事 2 その他公立碓氷病院部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事 と
消防部	1 機材等の整備に関する事 2 消防通信に関する事 3 気象予警報等の収集に関する事 4 救急業務に関する事 5 その他消防部に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行います。

★【市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員の順位】（17P）

対象者 順位	市長 (対策本部長)	副市長 (対策副本部長)	教育長 (対策副本部長)
第1順位	副市長	教育長	総務部長
第2順位	教育長	総務部長	財務部長
第3順位	総務部長	財務部長	市民部長
第4順位	財務部長	市民部長	保健福祉部長
第5順位	市民部長	保健福祉部長	産業政策部長
第6順位	保健福祉部長	産業政策部長	建設部長
第7順位	産業政策部長	建設部長	上下水道部長
第8順位	建設部長	上下水道部長	松井田支所長
第9順位	上下水道部長	松井田支所長	議会事務局長
第10順位	松井田支所長	議会事務局長	教育部長
第11順位	議会事務局長	教育部長	公立碓氷病院事務部長
第12順位	教育部長	公立碓氷病院事務部長	危機管理課長

★【市対策本部員の代替職員の順位】（17P）

対象者 順位	第1順位	第2順位	第3順位
総務部長	秘書課長	企画課長	行政課長
財務部長	財政課長	税務課長	収納課長
市民部長	市民課長	国保年金課長	市民生活課長
保健福祉部長	福祉課長	子ども課長	健康づくり課長
産業政策部長	農林課長	観光課長	地域創造課長
建設部長	土木課長	都市整備課長	建築住宅課長
上下水道部長	上水道工務課長	上水道事務課長	浄水課長
松井田支所長	住民福祉課長	耕地建設課長	総務管理課 管理係長
議会事務局長	議会事務局次長	会計管理者	監査委員事務局長
教育部長	総務課長	学校教育課長	生涯学習課長
病院事務部長	総務企画課長	医事課長	総務企画課 庶務係長

★【安否情報省令様式第1号】（22P）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負 傷（疾 病）の 該 当	負 傷 非該当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

★【安否情報省令様式第2号】（22P）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死 亡 の 日 時、場 所 及 び 状 況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

★【安否情報省令様式第3号】 (22P)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」に記入すること。

★【被災情報の報告様式】（２３Ｐ）

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

市

１ 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（１） 発生日時 年 月 日

（２） 発生場所 市 （北緯 度、東経 度）

２ 発生した武力攻撃災害の状況の概要

３ 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

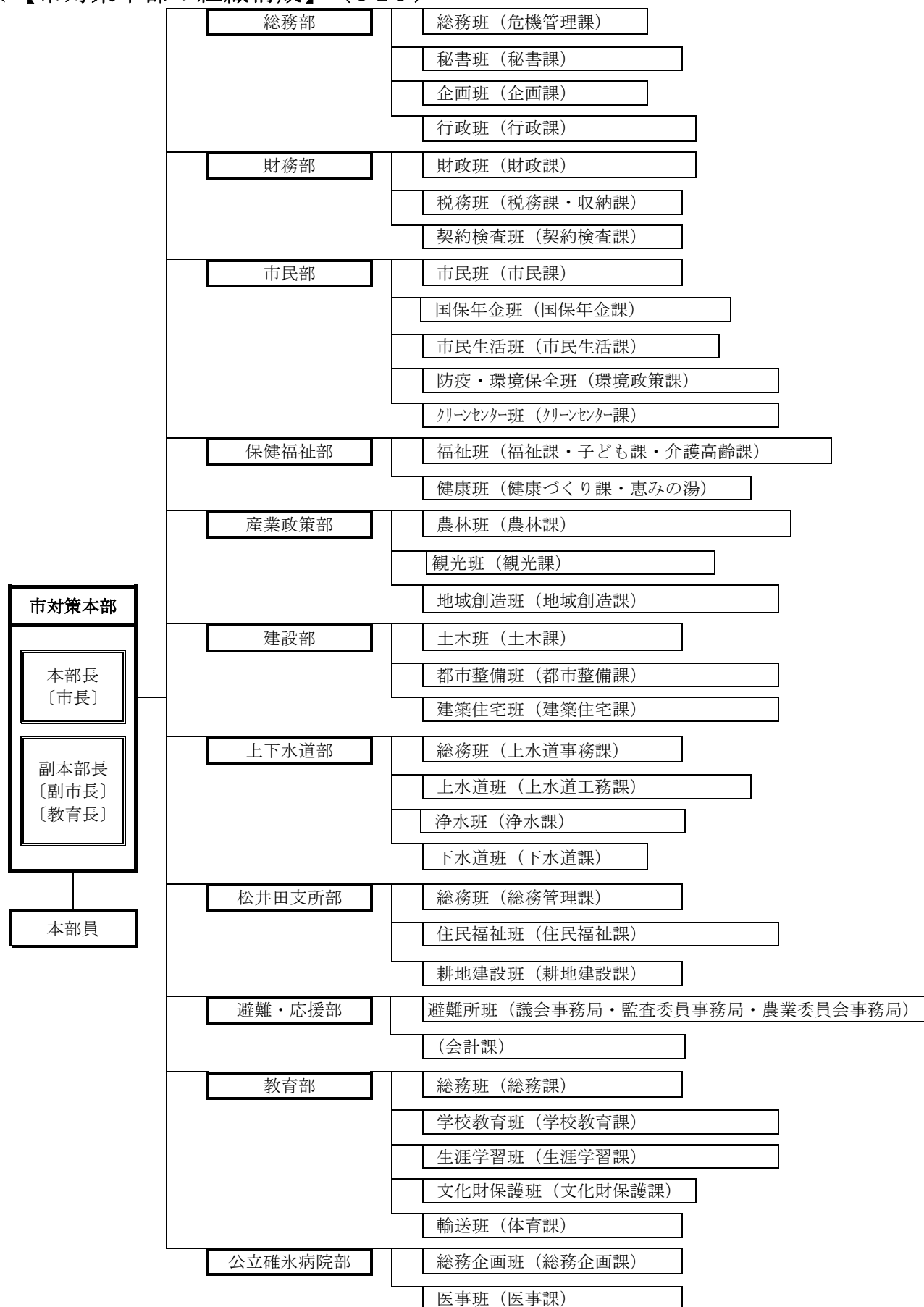
★【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】（２５Ｐ）

- 住宅地図
 - （※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ）
- 区域内の道路網のリスト
 - （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト
 - （※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
 - （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
 - （※ 避難住民等の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - （※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
 - （※ 避難住民等の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
 - （※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの画面上にディスプレイできるようにしておくことが望ましい。）
- 区、自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
 - （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト
 - （※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先）
 - （※ 消防機関の装備資機材のリスト）

★【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（２６Ｐ）

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第２７条	９号	ダム	国土交通省
第２８条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類（煙火等を除く）	経済産業省
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	文部科学省

★【市対策本部の組織構成】（３２Ｐ）



★【市対策本部の各部、各班の事務分掌】 (P.33)

部	班 ()内は班長	事 務 分 掌
総務部 長：総務部長 副：危機管理課長	総務班 (危機管理課長)	1 市対策本部の設置及び閉鎖に関する事 2 市対策本部会議に関する事 3 各部の連絡調整に関する事 4 市対策本部長又は市対策本部会議から指示、命令等に係る伝達に関する事 5 防災行政無線及びメール配信サービス等に関する事 6 気象情報の受信及び伝達に関する事 7 被害状況及び武力攻撃等災害対策実施状況の取り纏めに関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 警戒区域の設定及び措置に関する事 10 緊急通報の伝達及び通知に関する事 11 警報の伝達に関する事 12 避難の指示伝達に関する事 13 その他、他班に属しないことに関する事
	秘書班 (秘書課長)	1 市対策本部長の秘書に関する事 2 武力攻撃等災害見舞視察者に関する事 3 武力攻撃等災害広報に関する事 4 武力攻撃等災害現場写真撮影に関する事 5 武力攻撃等災害の発表報道及び宣伝に関する事 6 報道機関との連絡に関する事 7 武力攻撃等災害情報の発信（ホームページ含む）に関する事 8 職員の動員、健康管理に関する事 9 その他職員の動員、派遣要請及び斡旋に関する事 10 公務災害補償その他被災職員に対する給付援助に関する事 11 部内各班の総合調整に関する事
	企画班 (企画課長)	1 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事 2 輸送機関との連絡に関する事 3 交通安全確保の保持に関する事 4 交通途絶箇所及び交通迂回路線の公示に関する事 5 道路交通情報の調査に関する事 6 輸送の安全確保に関する事 7 武力攻撃等災害時の庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事 8 武力攻撃等災害時の電子計算組織の運用に関する事
	行政班 (行政課長)	1 武力攻撃等災害援護等に関し、住民組織への協力要請に関する事 2 地区住民センター及び避難所の連絡調整に関する事 3 市対策本部及び被災地区内の情報収集と連絡に関する事 4 住民等の権利利益に関する事
財務部 長：財務部長 副：財政課長	財政班 (財政課長)	1 緊急予算の編成及び資金調達に関する事 2 武力攻撃等災害時の普通財産の管理及び被害状況の報告に関する事 3 被害市有施設の応急措置に関する事 4 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する事 5 部内各班の総合調整に関する事

	税務班 (税務課長) (収納課長)	1 避難広報及び避難者の誘導、移送に関する事 2 被災者調査に関する事 3 罹災証明及び住家の被害認定に関する事 4 固定資産の被害調査に関する事 5 市税の納税証明に関する事 6 市税の減免その他武力攻撃等災害時の税制に関する事 7 他班任務の応援実施に関する事
	契約検査班 (契約検査課長)	1 武力攻撃等災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関する事 2 武力攻撃等災害対策に係る物品、応急資材の調達・貸借及び工事等の契約・監理に関する事 3 市対策本部長の特命事項に関する事
市民部 長：市民部長 副：市民課長	市民班 (市民課長)	1 応急食糧に調達、供給に関する事 2 各種証明書の発行に関する事 3 安置所及び埋葬並びに火葬に関する事 4 外国人対策に関する事 5 部内各班の総合調整に関する事
	国保年金班 (国保年金課長)	1 国民健康保険被保険者の医療に関する事 2 被災者に対する国民年金保険料の減免に関する事 3 武力攻撃等災害時の国民年金給付に関する事 4 行方不明者の捜索、収容及び埋葬等の情報に関する事、
	市民生活班 (市民生活課)	1 武力攻撃等災害時のNPO、ボランティア等の市民活動の支援に関する事 2 ボランティアの受入及び活用に関する事 3 武力攻撃等災害時の市民相談に関する事 4 市民の苦情の受付に関する事 5 他班任務の応援実施に関する事
	防疫・環境保全班 (環境政策課長)	1 武力攻撃等災害時の環境保全に関する事 2 武力攻撃等災害時の環境調査及び報告に関する事 3 防疫活動に関する事 4 清掃その他食品衛生に関する事 5 廃棄物の処理に関する事 6 武力攻撃原子力災害時等における空間放射線量率及び飲食物等の放射性物質測定に関する事 7 その他衛生業務に関する事
	クリーンセンター班 (クリーンセンター所長)	1 武力攻撃等災害における清掃施設の管理に関する事 2 武力攻撃等災害地区の清掃に関する事 3 廃棄物の処理に関する事
保健福祉部 長：保健福祉部長 副：福祉課長	福祉班 (福祉課長) (子ども課長) (介護高齢課長)	1 社会福祉施設入所者の避難等の指導に関する事 2 救助、救援物資の保管、受払に関する事 3 義援金品の受付、保管に関する事 4 救助、救援物資の配分計画及び供与に関する事 5 武力攻撃等災害時の保育対策に関する事 6 被災者の応急給与その他援護に関する事 7 社会的弱者に対する援護に関する事 8 被災見舞金品に関する事 9 市福祉施設の管理に関する事 10 部内各班の総合調整に関する事
	健康班 (健康課長) (恵みの湯施設長)	1 被災者の医療、救護、助産に関する事 2 医療関係者の動員及び配置に関する事 3 救護所の設置及び管理に関する事 4 傷病者等の収容及び応急手当に関する事 5 救護班の出動要請及び協力活動に関する事 6 被災住民等及び避難住民等の保健指導に関する事 7 医療関係施設被害状況調査に関する事

		8 感染症患者の移送収容に関する事 9 健康施設の財産管理に関する事 10 健康施設の利用者の安全確保に関する事
産業政策部 長：産業政策部長 副：農林課長	農林班 (農林課長)	1 農林業関係被害状況調査及び応急対策の取りまとめ報告に関する事 2 関係機関及び団体との連絡に関する事 3 農林、畜産関係の応急措置に関する事 4 営農資金に関する事 5 農地及び農業用施設の被害調査及び報告に関する事 6 部内各班の総合調整に関する事
	観光班 (観光課長)	1 観光関係被害調査及び報告に関する事 2 観光団体との連絡に関する事 3 市関係観光施設の管理に関する事 4 市観光施設利用者の安全確保に関する事 5 山岳救助の支援に関する事 6 他班任務の応援実施について
	地域創造班 (地域創造課長)	1 武力攻撃等災害時の空家等の対策及び特定空家に係る連絡調整に関する事 2 被災中小企業者の金融対策に関する事 3 鉱工業関係被害調査及び報告に関する事 4 鉱工業諸団体及び労働関係機関との連絡に関する事 5 燃料の供給に関する情報収集及び供給要請に関する事
建設部 長：建設部長 副：土木課長	土木班 (土木課長)	1 道路、橋梁等の災害復旧の工事に関する事 2 障害物の除去に関する事 3 水防の協力に関する事 4 河川の危険情報並びに被害状況の調査及び報告に関する事 5 武力攻撃等による河川災害の復旧工事に関する事 6 武力攻撃等災害による土砂災害等の被害調査及び報告に関する事 7 避難の指示に関する事 8 道路、橋梁等の危険情報並びに被害状況の調査及び報告に関する事 9 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定士等要請に関する事 10 武力攻撃等災害時の排水施設に関する事 11 武力攻撃等災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に関する事 12 部内各班の総合調整に関する事
	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画事業の武力攻撃等災害対策に関する事 2 武力攻撃等災害復興都市計画に関する事 3 公園緑地及び公園施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関する事 4 他班任務の応援実施に関する事
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1 被災建築物の被害調査及び報告に関する事 2 市営住宅の武力攻撃等災害復旧工事に関する事 3 避難所その他応急仮設建物の建築及び被災者の仮住居の斡旋に関する事 4 被災建築物の応急処置及び指導に関する事（応急危険度判定） 5 建築業者との連絡に関する事 6 他班任務の応援実施に関する事
上下水道部 長：上下水道部長 副：上水道事務	総務班 (上水道事務課長)	1 上・下水道施設の被害状況の収集及び報告取りまとめに関する事 2 水道料金の減免に関する事

課長		4 緊急予算の編成に関する事 5 被害地区の飲料水の供給に関する事 6 部内各班の総合調整に関する事
	上水道班 (上水道工務道課長)	1 水道施設の被害状況の収集及び報告に関する事 2 復旧計画の作成に関する事 3 上水道施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関する事
	浄水班 (浄水課長)	1 浄水施設の被害状況の収集及び報告に関する事 2 浄水場の復旧工事に関する事 3 飲料水の水質検査及び消毒に関する事
	下水道班 (下水道課長)	1 下水道施設、地域し尿処理施設（秋間みのりが丘）の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関する事 2 下水道施設、地域し尿処理施設（秋間みのりが丘）の被害状況の収集及び報告に関する事
松井田支所部 長：松井田支所長 副：住民福祉課長	総務班 (管理係長)	1 市対策本部との連絡に関する事 2 被害状況の速報に関する事 3 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関する事 4 防災行政無線放送に関する事 5 避難所及び相談所に関する事 6 武力攻撃等災害情報の発信（ホームページ含む）に関する事 7 武力攻撃等災害時の庁内情報ネットワークシステムの運用管理に関する事 8 武力攻撃等災害時の電子計算組織の運用に関する事 9 市有車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する事 10 武力攻撃等災害時の環境保全に関する事 11 武力攻撃等災害時の環境調査及び報告に関する事 12 防疫活動に関する事 13 廃棄物の処理に関する事 14 部内各班の総合調整に関する事 15 支所のいずれの班にも属しない事項に関する事
	住民福祉班 (住民福祉課長)	1 応急食糧に調達、供給に関する事 2 被災者に対する国民保険税の減免に関する事 3 国民健康保険被保険者の医療に関する事 4 被災者に対する国民年金保険料の減免に関する事 5 武力攻撃等災害時の国民年金給付に関する事 6 行方不明者の捜索、収容及び埋葬等に関する事 7 被災者調査に関する事 8 市税の納税証明に関する事 9 市税の減免その他武力攻撃等災害時の税制に関する事 10 罹災証明及び住家の被害認定に関する事 11 固定資産の被害調査に関する事 12 救助、救援物資の保管、受払に関する事 13 義援金品の受付、保管に関する事 14 救助、救援物資の配分計画及び供与に関する事 15 武力攻撃等災害時の保育対策に関する事 16 児童福祉施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関する事 17 救護班の出動要請及び協力活動に関する事 18 被災住民等及び避難住民等の保健指導に関する事 19 傷病者等の収容及び応急手当に関する事 20 感染症患者の移送収容に関する事 21 被災者の応急給与その他援護に関する事 22 社会的弱者に対する援護に関する事

		23 被災見舞金品に関すること 24 ボランティアの受入及び活用に関すること 25 他班任務の応援実施に関すること
	耕地建設班 (耕地建設課長)	1 道路、橋梁等の危険情報並びに被害状況の調査に関すること 2 道路、橋梁等の災害復旧の工事に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 水防の協力に関すること 5 河川の危険情報並びに被害状況の調査及び報告に関する こと 6 武力攻撃等による河川災害の復旧工事に関すること 7 避難の指示に関すること 8 武力攻撃等災害対策に必要な土木業者等との連絡調整に 関すること 9 被災建築物の被害調査及び報告に関すること 10 避難所その他応急仮設建物の建築に関すること 11 被災建築物の応急危険度判定に関すること 12 被災者に対する住宅相談に関すること
	※支所の各班については関係部・班と十分協議をおこない、相互支援体制を整 えておく。また、関係部と連絡調整を行い活動する。	
避難・応援部 長：議会事務局長 副：議会事務局 次長	避難所班 (議会事務局 次長) (監査事務局長)	1 避難計画に基づく、被災者の避難準備及び誘導に関するこ と 2 避難所の管理運営に関すること 3 武力攻撃等災害時における市議会議員との連絡調整に関す ること
	(会計課長)	5 武力攻撃等災害関係の経理に関すること 6 物品及び金銭の出納及び保管に関すること
教育部 長：教育部長 副：総務課長	総務班 (総務課長)	1 学校その他教育施設の被害応急処置に関すること 2 教育関係の武力攻撃等災害状況の調査及び報告に関するこ と 3 教育施設等避難所開設の協力に関すること 4 学用品の給与に関すること 5 給食施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関すること 6 武力攻撃等災害時における学校給食に関すること 7 部内各班の総合調整に関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	1 武力攻撃等災害時における児童生徒の応急処置に関するこ と 2 児童生徒の避難等の指導に関すること 3 小中高校等における被災児童、生徒の受入に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 避難所開設の協力に関すること 2 公民館等の避難所開設の協力に関すること 3 公民館等の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関すること 4 施設利用者の安全確保に関すること 5 他班任務の応援実施に関すること
	文化財保護班 (文化財保護 課長)	1 文化財の武力攻撃等災害対策に関すること 2 施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること 4 当施設避難場所の開設に関すること
	輸送班 (体育課長)	1 被災者等に対する食料等の輸送に関すること 2 施設における避難所開設の協力に関すること 3 施設の武力攻撃等災害対策及び応急復旧に関すること 4 施設利用者の安全確保に関すること 5 避難所の開設に関すること 6 他班任務の応援実施に関すること

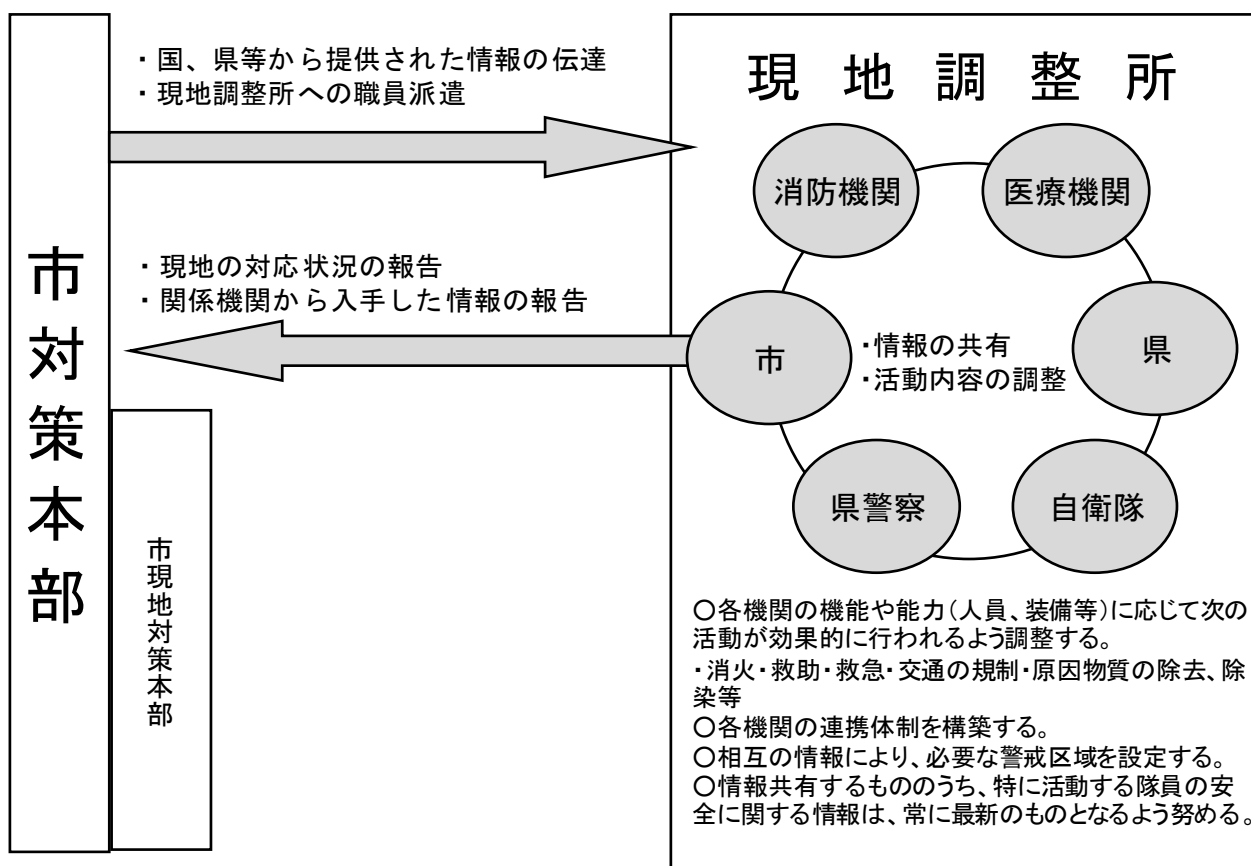
公立碓氷病院部 長：事務部長 副：総務企画課長	総務班 (総務企画課長) 医事班 (医事課長)	1 武力攻撃等災害時救急医療に関すること 2 部内の武力攻撃等災害情報の取りまとめに関すること 3 部内の財産管理に関すること 4 入(通)院患者の安全の確保に関すること 5 部内の総合調整に関すること
消防部 長：消防署長 消防団長 副：消防署副署長 副団長	消防管理班 (副署長) (管理係長)	1 部内の総合調整に関すること 2 損失補償に関する調査報告に関すること 3 緊急必要機材等の補給に関すること 4 消防職員及び消防団員の招集に関すること 5 消防団の指揮連絡に関すること 6 各消防団の相互応援に関すること 7 警報の発令に関すること 8 武力攻撃等による火災等の被害、原因、損害調査及び水害等の被害概況報告に関すること 9 武力攻撃等による災害現場の被害情報の接受に関すること 10 危険物の処理に関すること 11 消防活動状況の連絡に関すること 12 消防用機械器具の修理及び緊急調達に関すること 13 燃料等の配給及び緊急調達に関すること 14 消防通信に関すること 17 気象予警報等の収集伝達に関すること
	消防班 (郷原分署長) (松井田分署長) (安中・郷原・松井田1, 2, 3係長)	1 武力攻撃等による水害・火災及びその他の災害の警戒防御に関すること 2 救急業務に関すること 3 消防職員に必要な資材等の輸送に関すること 4 武力攻撃等災害における人命救助及び避難誘導並びに死体の搜索収容に関すること
	消防団班 (正副分団長)	1 飛火警戒、避難誘導に関すること 2 警戒区域内の警戒及び群衆警備に関すること 3 消防団員に必要な資材等の輸送に関すること 4 武力攻撃等災害における人命救助及び避難誘導並びに死体の搜索収容に関すること 5 武力攻撃等災害の警戒防御及びその訓練に関すること

※ 担当班が明確でない事務が生じた時は、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

※ 記載の無い業務についても、適宜積極的に関係部、班で協議のうえ実施するものとする。

※ 同一班に複数の班長がいるところは、連携し業務を行うものとする。

★【現地調整所の組織編成】 (P.33)

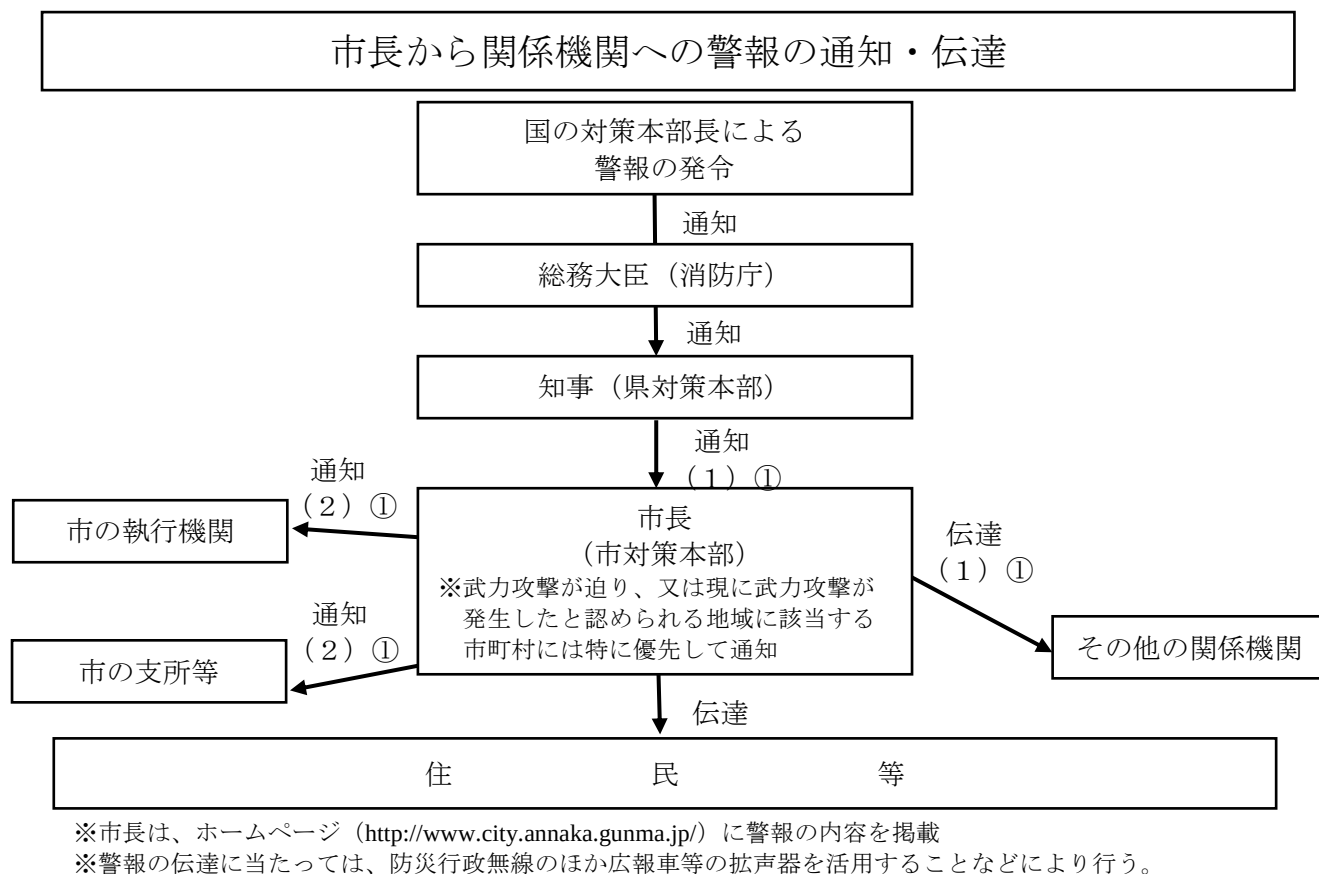


★【現地調整所の性格について】 (P.33)

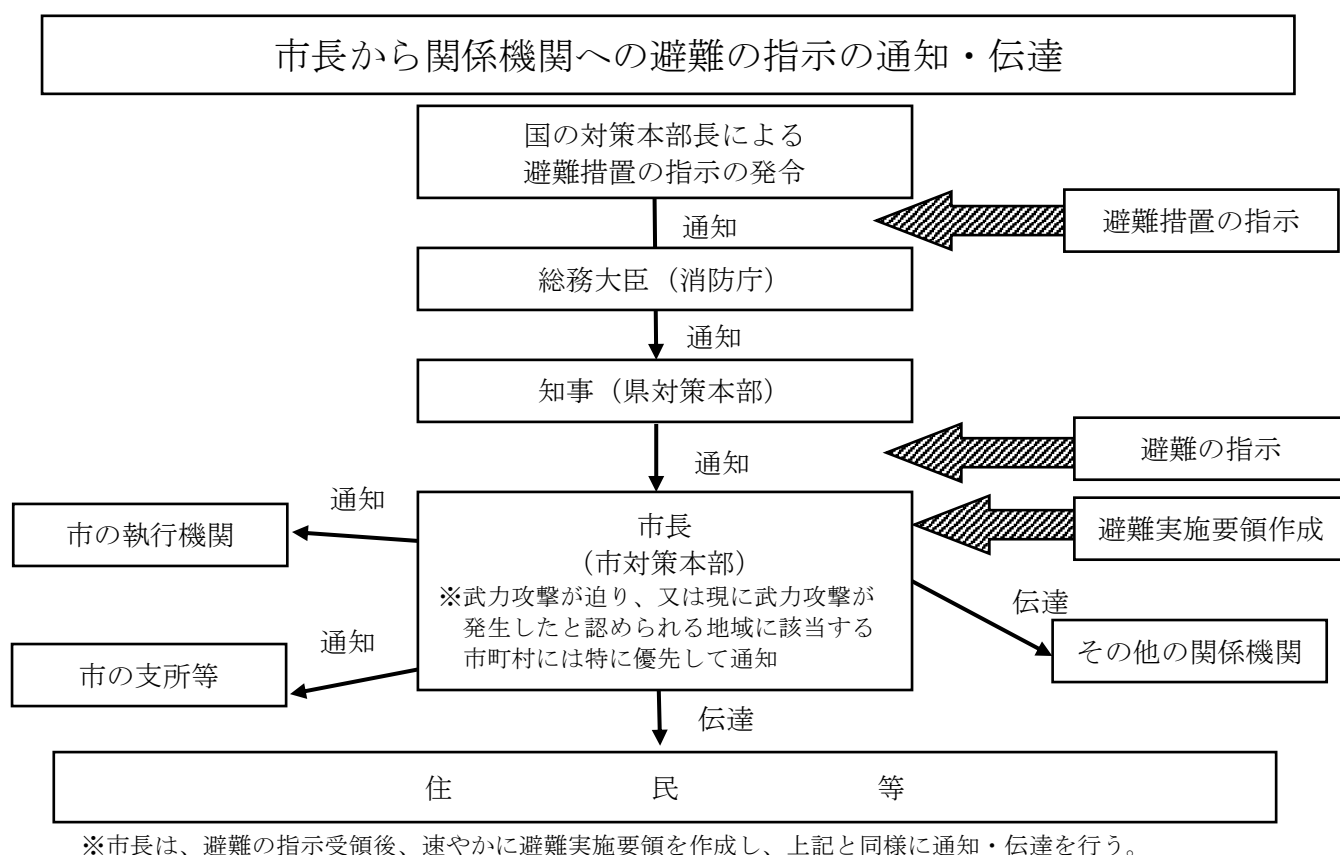
- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について意見交換を行うことが重要である。

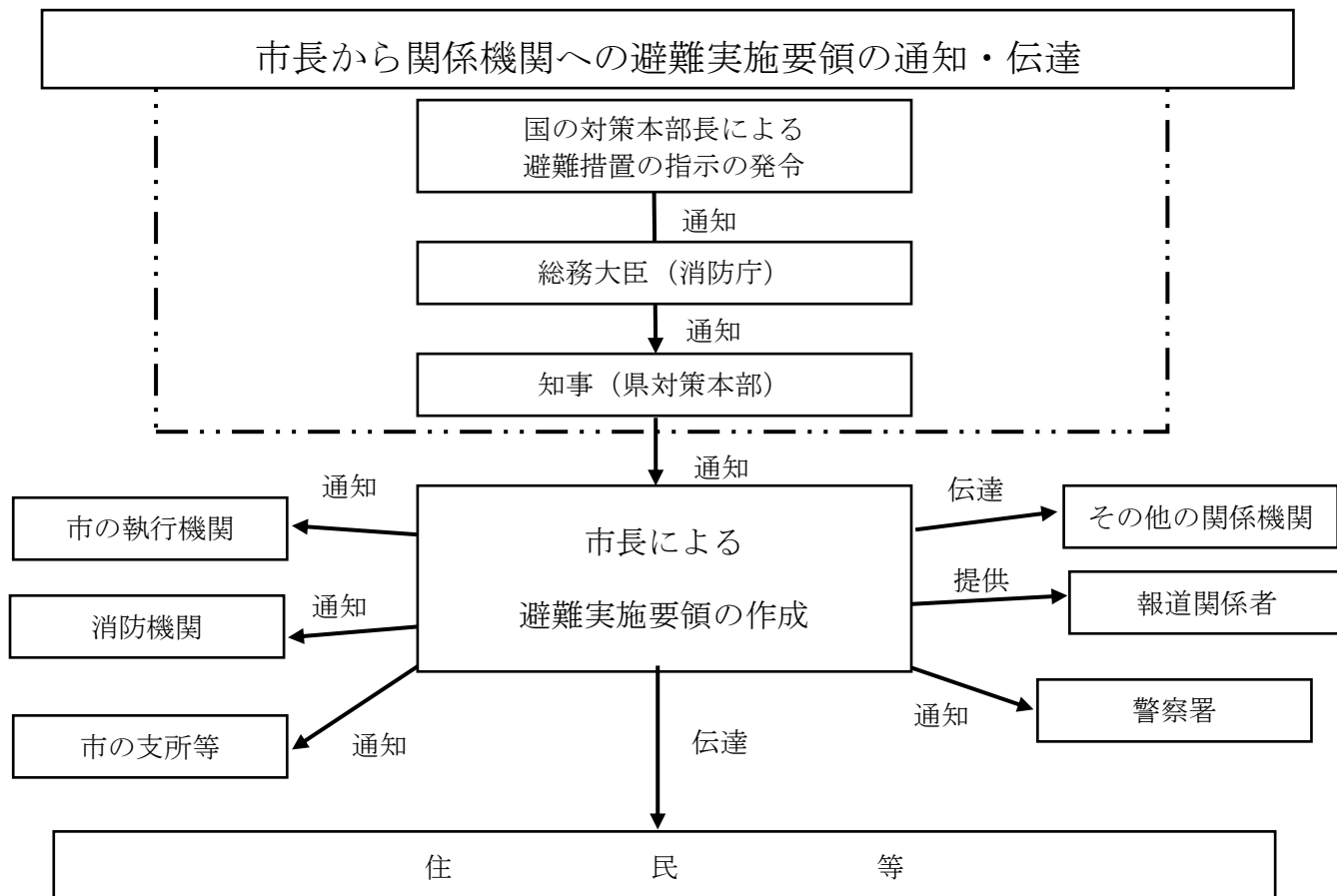
★【市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】 (P.38)



★【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達の仕組み】 (P.40)



★【市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達】（P.41）



★【公用令書様式】（P.49）

イの特定物資の収用の場合

収用第	号				
公 用 令 書 氏名 住所 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 （理由） 第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項 年 月 日 処分権者 氏名 印					
収用すべき物資の種類	数 量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

ウの特定物資の保管命令の場合

保管第	号				
公 用 令 書 氏名 住所 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 （理由） 第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項 年 月 日 処分権者 氏名 印					
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

エの土地や建物の使用の場合

使用第	号	公 用 令 書					
		氏名 住所					
		第82条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第82条					
		の規定に基づき、次のとおり土地、、家屋又は物資を使用する。					
		(理由)					
		年 月 日					
		処分権者 氏名 印					
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

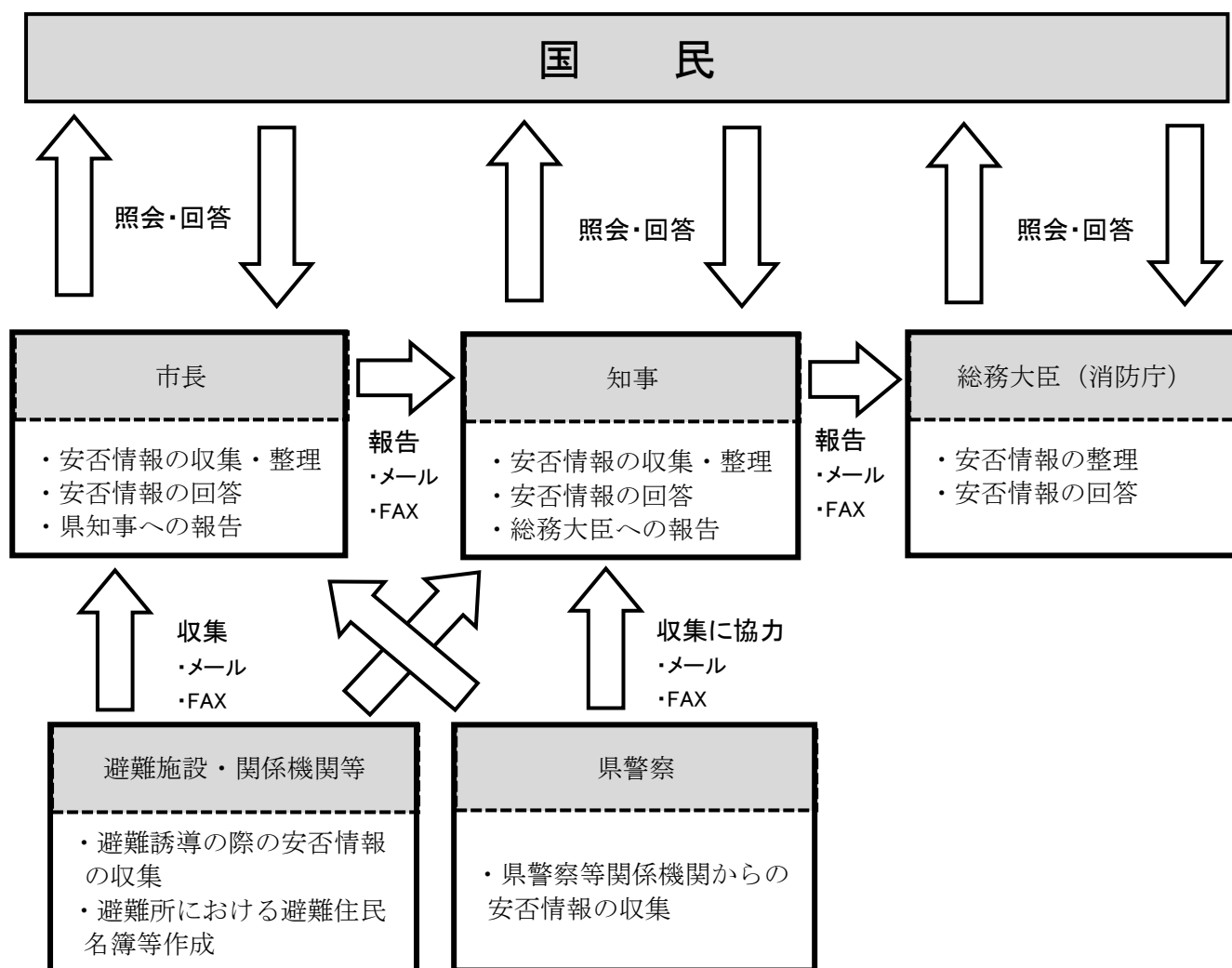
※公用令書を取り消す場合

取消第	号	公 用 取 消 令 書					
		氏名 住所					
		第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条					
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
		第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項 第183条において準用する第82条					
		の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民					
		第16条					
		の保護のための措置に関する法律施行令					
		の規定により、これを交付する。					
		第52条において準用する第16条					
		(取り消した処分の内容)					
		年 月 日					
		処分権者 氏名 印					

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

★【安否情報収集、整理及び提供の流れ】（P.50）

安否情報収集・整理・提供の流れ



収集項目

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍
 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所（居所）
 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者への回答の希望
 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報
 ⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

★【安否情報省令様式第4号】 (P.50)

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者		
住 所 (居 所) _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない 者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

★【安否情報省令様式第5号】 (P.51)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
殿	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住所
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別 するための情報
	現在の居所
	負傷又は疾病の状況
	連絡先その他必要情報

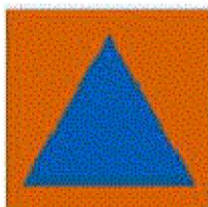
- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

★【退避の指示の一例】 (P.53)

- ◎ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- ◎ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

★【特殊標章及び身分証明書のひな型】 (P.65)

[特殊標章]



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

	(この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name:		
生年月日/Date of birth:		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), in his capacity as:		
交付年月日/Date of issue:	証明番号/No. of card:	
許可権者の署名/Signature of issuing authority:		
有効期限の満了日/Date of expiry:		

裏面

身長/Height:	目の色/Eyes:	髪の色/Hair:
その他の特徴又は特徴/Other distinguishing marks or information:		
.....		
.....		
.....		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
.....		
印/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[身分証明書のひな型]